【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年11月30日
【会社名】	株式会社メタップス
【英訳名】	Metaps Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　山﨑 祐一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田一丁目４番地１号　住友不動産麻布十番ビル３階
【電話番号】	03-6459-4670（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理本部長　　萩野矢 宏樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田一丁目４番地１号　住友不動産麻布十番ビル３階
【電話番号】	03-6459-4670（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理本部長　　萩野矢 宏樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2018年11月29日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年11月29日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　定款一部変更の件

①　監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行います。また、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設いたします。

②　決算期（事業年度の末日）の変更

海外子会社を含めグループ全体として事業年度を同じくすることによって連結決算や業績開示等をより適切かつ機動的に行うことができるようにするべく、事業年度を毎年１月１日から12月31日までに変更いたしたく、現行定款第11条（基準日）、第44条（事業年度）、第46条（剰余金の配当基準日）に所要の変更を行います。また、決算期変更に伴い、第12期事業年度は2018年９月１日から2019年12月31日までの16か月間の決算期間となるため、経過措置として附則を設けます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

佐藤 航陽、山﨑 祐一郎、和田 洋一を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

高山 健、亀村 明、吉川 朋弥を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を月額30百万円以内（うち社外取締役月額10百万円以上）とするものであります。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を月額３百万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）（注４）
第１号議案	68,853	327	－	（注）１	可決　95.24
第２号議案				（注）２	
佐藤 航陽	65,707	3,475	－		可決　90.89
山﨑 祐一郎	65,710	3,472	－		可決　90.89
和田 洋一	65,589	3,593	－		可決　90.73
第３号議案				（注）２	
高山 健	68,268	914	－		可決　94.43
亀村 明	68,665	517	－		可決　94.98
吉川 朋弥	68,836	346	－		可決　95.22
第４号議案	68,584	598	－	（注）３	可決　94.87
第５号議案	68,590	592	－	（注）３	可決　94.88

（注）１．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
３．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
４．賛成割合の計算方法は以下のとおりであります。
本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの議決権行使書面提出分及び当日出席の全ての株主分）に対する、議決権行使書面及び当日出席者の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上